

議案第 6 5 号

あきる野市児童館条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 9 月 1 日

提出者 あきる野市長 中 嶋 博 幸

提案理由

放課後児童健全育成事業の推進を図るため、若竹児童館及び五日市児童館増戸分館を、児童館機能付き学童クラブに転用することに伴い、規定を整備する必要がある。

あきる野市児童館条例の一部を改正する条例

あきる野市児童館条例（平成 2 0 年あきる野市条例第 3 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 3 項中「及び五日市児童館増戸分館」を削る。

別表第 1 若竹児童館の項及び五日市児童館増戸分館の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。